

川崎市で住宅を建築される皆さまへ

～住居表示新築届出方法のご案内～

日頃、川崎市の住居表示制度にご理解・ご協力ありがとうございます。

川崎市で住宅を建てる関係業者の皆さまに、あらためて川崎市の住居表示新築届出方法等について周知させていただきますのでご一読いただければ幸いです。

1. 届出が必要な物件

川崎市には〔・住居表示実施地区〕
〔・住居表示未実施地区〕があります。

川崎市ホームページで「区別町名一覧」と検索すると、どの町が実施または未実施かご覧になれます。

★実施地区で、新築・建替えをした戸建・共同住宅・店舗・事務所など→**届出必要**
(倉庫やモデルルームなどで、住所が不要な場合は届出不要)

★建替えも届出は必要です！(出入り口の場所が変更ない場合は、おおむね同じ住所となります)

★未実施地区→**届出不要**(土地の地番をそのまま住所としてお使いください。)

2. 届出方法と必要書類

①郵送 ②川崎市役所戸籍住民サービス課窓口 ③電子申請(事前にID登録が必要)
★区役所では受け付けていません。

住所決定後に決定通知書と町名住居番号表示板(青いプレート)を郵送します。



[必要書類] 1棟につき各1部必要です。

- 1 住居表示に関する建築物の新築等届出書(川崎市ホームページからダウンロードできます)
- 2 案内図(建築場所を印してください。)
- 3 配置図(出入口を矢印で印してください。)
- 4 公図の写し(お手元があれば添付してください)

以下は該当する場合必要

- 5 共同住宅の場合は部屋番号入りの各階平面図
- 6 同地に複数棟建築される場合は区画割り図

★窓口にお越しいただいてもその場で住所決定・通知書・プレートのお渡しはできません。後日郵送でお送りします。

ひとこめ

送付されてきた青いプレートの数字部分が汚れている…?

→それは郵送の際にインクがこすれたもの。消しゴムで消すことができます!

提出・お問合せ先

★区役所では受け付けていません。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階
市民文化局 戸籍住民サービス課
TEL 044-200-2735
FAX 044-200-3912
メール 25koseki@city.kawasaki.jp